

# 目次

## I 法人税関係

1	賃上げ促進税制の強化	4
(1)	中小企業	4
(2)	中堅企業・大企業	5
2	交際費課税の飲食費基準の見直しと特例措置の延長	7
3	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直し	8
4	中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充と延長	9
5	イノベーションボックス税制の創設	10
6	カーボンニュートラル投資促進税制の見直しと延長	11
7	特定税額控除規定の不適用措置の見直し	13
8	地方拠点強化税制の拡充と延長	14

## II 所得税関係

1	所得税・個人住民税の定額減税	15
(1)	所得税の定額減税	15
(2)	個人住民税の定額減税	17
2	子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充	18
3	子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充	19
(コラム)	その他の子育て支援策について	20
(1)	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	20
(2)	扶養控除の見直し	20
(3)	ひとり親控除の見直し	21
4	ストックオプション税制の拡充	22

## III 資産税関係

1	法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長	23
2	直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し	24

## IV 消費税関係

- 1 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し ..... 25
- 2 簡易課税適用者等の経理処理方式の見直し ..... 26

## V その他

- 1 外形標準課税の適用対象法人の見直し ..... 27
  - (1) 減資への対応 ..... 27
  - (2) 100%子法人等への対応 ..... 28
- 2 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長 ..... 29
- 3 GビズID との連携による e-Tax の利便性の向上 ..... 30
- 4 更正の請求に係る隠ぺい・偽装行為に対する重加算税制度の整備 ..... 31

# I 法人税関係

## 1 賃上げ促進税制の強化

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるために賃上げ促進税制が強化されました。具体的には、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件が緩和されるとともに、子育てと仕事の両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置が新たに講じられたほか、中小企業については、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越控除制度が創設された上で、適用期限が3年間延長されました。

### (1) 中小企業

#### 【制度の概要】

中小企業向けの賃上げ促進税制は、中小企業者等<sup>\*1</sup>が全雇用者<sup>\*2</sup>の給与等支給額の一定割合以上を増加させた場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

※1 「中小企業者等」とは、青色申告書を提出する、以下のいずれかに該当する法人をいいます。

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(同一の大規模法人に株式総数又は出資の金額の1/2以上、あるいは2以上の大規模法人に株式総数又は出資の金額の2/3以上を所有されている場合は中小企業者等に該当しません)

② 資本又は出資を有しない法人(常時使用する従業員数が1,000人以下の法人に限定されます)

※2 「全雇用者」とは、法人の使用人のうち、その法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含まれません。

#### 【改正の内容】

賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び税額控除率(15%、30%)は改正前の水準を維持しつつ、「子育て両立支援・女性活躍支援」の上乗せ要件が新たに講じられたことにより、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除することが可能となりました。また、赤字の中小企業にも賃上げのインセンティブとなるよう、5年間の繰越控除制度が設けられました。

改正前				
賃上げ率の要件		上乗せ要件		合計控除率 (最大40%)
全雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比+10%)		
+1.5%	15%	税額控除率		25% (*1)
+2.5%	30%	10%上乗せ		40% (*1)

改正後				
賃上げ率の要件		上乗せ要件		合計控除率 (最大45%)
全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比+5%) 【要件緩和】(*2)	子育て支援 女性活躍支援 【新設】(*3)	
+1.5%	15%	税額控除率	税額控除率	30% (*1)
+2.5%	30%	10%上乗せ	5%上乗せ	45% (*1)

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間の繰越控除が可能（新設）。ただし、繰越税額控除を行う事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用可能となります。

- \*1 控除上限：当期の法人税額の20%
- \*2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上との要件を追加
- \*3 くるみん認定 or えるぼし認定（2段階目以上）

くるみん認定制度（子育てサポート）
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局への申請により、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」を受けることができます。
えるぼし認定制度（女性活躍推進）
女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」を受けることができます。

## (2) 中堅企業・大企業

### 【制度の概要】

大企業向けの賃上げ促進税制は、継続雇用者<sup>\*3</sup>の給与等支給額の一定割合以上を増加させた場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

- \*3 「継続雇用者」とは、前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者（ただし、前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者）である者をいいます。